

教育訓練給付制度における地域ニーズの把握について (報告)

厚生労働省 香川労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和5年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会の協議を踏まえた対応方針と取組について

- ・令和5年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会（令和6年3月13日）では、「教育訓練給付制度による地域の訓練ニーズを踏まえた訓練機会の拡大」を協議事項に追加し、初めて協議を実施。
- ・協議の結果を踏まえ、講座指定申請期間に向けて講座指定申請の働きかけ、周知広報を実施。

令和5年度第2回香川地域職業能力開発促進協議会

【協議会委員の主な意見】

- ・一般から特定一般への切り替えを検討すべき。
- ・2024年問題や高齢化で若年者の確保が困難な運輸業界では、制度活用が有効だが、香川はすべて「一般」なので給付率の高い「特定一般」へ切り替えてほしい。
- ・特定一般制度の周知不足ではないのか。

【労働局の対応方針】

教育訓練実施機関を訪問のうえ制度周知を図り、一般から特定一般への切り替えを促す。

具体的な取組

- ・一般教育訓練を実施する**介護福祉実務者研修実施機関、自動車整備士養成施設、自動車教習所（3校）**へ訪問し、特定一般の制度周知及び一般から特定一般への切り替え勧奨を行った。（令和6年7～8月）
- ・**【追加】自動車教習所（2校）、小型移動式クレーン等教習所（1校）**へ訪問し、特定一般の制度周知及び特定一般への切り替え勧奨を行った。（令和6年12月）

（参考）特定一般教育訓練給付金と一般教育訓練給付金の違いについて

給付の対象となる講座の指定基準は以下のとおり

	特定一般教育訓練給付 労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練	一般教育訓練給付 労働者の雇用の安定または就職の促進に資する教育訓練
類型	①業務独占資格、名称独占資格もしくは必置資格に係るいわゆる養成施設の過程またはこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 ②ITSSレベル2の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③短時間の職業実践力育成プログラム（BP）及びキャリア形成促進プログラム（CP）※文部科学省による認定が必要あり	①公的職業資格または修士もしくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ②①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）
教育訓練期間	<類型①～③共通> - 通学制：1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上（③は60時間以上） - 通信制：3ヶ月以上1年以内 <類型①のみ> - 養成課程：3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）	<類型①～②共通> - 通学制：1ヶ月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 - 通信制：3ヶ月以上1年以内 <類型①のみ> - 養成課程：3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）かつ取得に必要な最低期間であること - 大学院修士/博士課程：3年以内（訓練期間及び時間の下限なし）
講座実績 （過去3年度のいずれかの年度）	<類型①～②共通> 入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上 <類型③のみ> 就職率・在職率80%以上	<類型①> 修了者の受験率50%以上 合格率が全国平均の80%以上 （養成課程、大学院修士/博士課程は該当なし） <類型②> 修了者の受験率50%以上 合格率が全国平均の80%以上